

評議員・理事等の報酬に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人虎千会（以下、「この法人」という。）の定款（以下、「定款」という。）第9条及び第23条の規定に基づき、理事長、業務執行理事及びその他役員等に対する報酬の支給基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、「理事長」とは定款第16条第2項に規定する理事長をいう。

2 「業務執行理事」とは定款16条第3項に規定する業務執行理事をいう。

3 「その他役員等」とは定款第5条に規定する評議員、定款第6条に規定する評議員選任・解任委員会委員、定款第16条第1項に規定する理事及び監事並びに社会福祉法人虎千会苦情解決委員会要綱第6条の規定により選任された第三者委員をいう。

(報酬の額)

第3条 理事長の報酬の額は、年額180万とする。

2 業務執行理事の報酬の額は、年額120万円とする。

3 その他役員等の報酬の額は、日額3,000円（源泉所得税控除後）とする。ただし、その者がこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている場合は、報酬を支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長及び業務執行理事の報酬の支給方法については、勤務した月の翌月25日に、本人の指定する金融機関の口座に、年額の12分の1を振り込むものとする。

2 その他役員等の報酬の支給方法については、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会又は苦情解決委員会に出席の都度、本人に現金で支給するものとする。

(その他)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決を得るものとする。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。